

「学校の管理下」の範囲

「学校の管理下」の範囲は、以下のような場合です。

学校の管理下となる場合	例
①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	各教科、運動会、遠足、修学旅行など
②学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合	部活動、生徒指導など
③休憩時間に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合	昼休みなど
④通常の経路及び方法により通学する場合	登校中、下校中
⑤その他	学校の寄宿舎にあるとき

※ 学校の管理下の範囲の詳細については、

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程」に定めています。